

【表紙】

| | |
|-----------------------|--|
| 【提出書類】 | 訂正発行登録書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2018年5月25日 |
| 【会社名】 | 株式会社高島屋 |
| 【英訳名】 | Takashimaya Company, Limited |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 木本茂 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪府中央区難波5丁目1番5号 |
| 【電話番号】 | 06(6631)1101 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 企画本部副本部長、財務部長 山下恭史 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋茅場町2丁目12番7号 |
| 【電話番号】 | 03(3668)7083 |
| 【事務連絡者氏名】 | 企画本部財務担当次長 園田篤弘 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行登録書の提出日】 | 2018年(平成30年)3月14日 |
| 【発行登録書の効力発生日】 | 2018年(平成30年)3月22日 |
| 【発行登録書の有効期限】 | 2020年(平成32年)3月21日 |
| 【発行登録番号】 | 30-関東1 |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額 50,000百万円 |
| 【発行可能額】 | 50,000百万円 (50,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。 |
| 【効力停止期間】 | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2018年(平成30年)5月25日(提出日)である。 |
| 【提出理由】 | 臨時報告書を2018年(平成30年)5月25日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を2018年(平成30年)3月14日付で提出した発行登録書の参照書類とする。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社高島屋日本橋店 (東京都中央区日本橋2丁目4番1号) 株式会社高島屋京都店 (京都市下京区四条通河原町西入真町52番地) 株式会社高島屋横浜店 (横浜市西区南幸1丁目6番31号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりである。